

事 務 連 絡
平成25年1月30日

各指定通所リハビリテーション事業所 管理者 殿

岡山県保健福祉部
長寿社会課 事業者指導班

通所リハビリテーションにおける人員欠如の場合の減算について

このことについて、平成22年1月25日付け事務連絡を送付しているところですが、その内容は平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（以下、「留意事項通知」という。）における取り扱いのとおりですので、廃止します。

留意事項通知に基づき適切に処理されますようよろしくお願いいたします。